

医薬品医療機器等法の改正等について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律37号）の概要

改正の趣旨

不正事案の発生等に伴う医薬品の供給不足や創薬環境の変化等の状況に対応し、引き続き品質の確保された医薬品等を国民に迅速かつ適正に提供していくため、医薬品等の品質及び安全性の確保の強化、医療用医薬品等の安定供給体制の強化等、より活発な創薬が行われる環境の整備、国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等の必要な措置を講ずる。

主な改正の概要

1. 医薬品等の品質及び安全性の確保の強化【医薬品医療機器等法】

- ① 製造販売業者における医薬品品質保証責任者及び医薬品安全管理責任者の設置を法定化する。
- ② 指定する医薬品の製造販売業者に対して、副作用に係る情報収集等に関する計画の作成、実施を義務付ける。
- ③ 法令違反等があった場合に、製造販売業者等の薬事に関する業務に責任を有する役員の変更命令を可能とする。

2. 医療用医薬品等の安定供給体制の強化等【医薬品医療機器等法、医薬基盤・健康・栄養研究所法、麻向法、医療法】

- ① 医療用医薬品の供給体制管理責任者の設置、出荷停止時の届出義務付け、供給不足時の増産等の必要な協力の要請等を法定化する。
また、電子処方箋管理サービスのデータを活用し、需給状況のモニタリングを行う。
- ② 製造販売承認を一部変更する場合の手続について、変更が中程度である場合の類型等を設ける。
- ③ 品質の確保された後発医薬品の安定供給の確保のための基金を設置する。

3. より活発な創薬が行われる環境の整備【医薬品医療機器等法、医薬基盤・健康・栄養研究所法】

- ① 条件付き承認制度を見直し、臨床的有効性が合理的に予測可能である場合等の承認を可能とする。
- ② 医薬品の製造販売業者に対して、小児用医薬品開発の計画策定を努力義務化する。
- ③ 革新的な新薬の実用化を支援するための基金を設置する。

4. 国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等【医薬品医療機器等法、薬剤師法】

- ① 薬局の所在地の都道府県知事等の許可により、調剤業務の一部の外部委託を可能とする。
- ② 濫用のおそれのある医薬品の販売について、販売方法を見直し、若年者に対しては適正量に限って販売すること等を義務付ける。
- ③ 薬剤師等による遠隔での管理の下で、薬剤師等が常駐しない店舗における一般用医薬品の販売を可能とする。

公布日・施行期日

【公布日】 令和7年5月21日

【施行日】 公布後6月以内施行（令和7年11月20日）、**公布後1年以内施行**（令和8年5月1日：3①②及び4②）、**公布後2年以内施行**（令和9年5月1日見込み：1①②③、2①の一部及び4①③）、**公布後3年以内施行**（2②）

厚生労働省資料引用

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（その他の主な改正事項）

1 医薬品等の品質及び安全性の確保の強化

▶ GMP適合性調査の合理化と監督強化

定期のGMP適合性調査について、製造所の不適合リスクの評価に基づき、3年の期間内でリスクの度合いに応じた頻度とすることを可能とする。また、令和元年改正で導入された製造工程区分ごとの適合性調査について、**都道府県が調査権者の製造所でも、必要に応じて国（PMDA）も都道府県と協力して調査できる**こととする。

▶ 医薬品製造管理者等の要件の見直し

医薬品製造販売業・製造業に従事する薬剤師の数が減少していることを踏まえ、医薬品及び体外診断用医薬品の製造所について、薬剤師を製造管理者とすることを原則としつつ、**薬剤師の配置が著しく困難であると認められる場合は、薬剤師以外の技術者をもって代えることができる特例**を設ける。

※このほか、国家検定制度の合理化、感染症定期報告制度の合理化、登録認証制度の安定的な運用に向けた見直しを実施

2 医療用医薬品等の安定供給体制の強化等

▶ 医療用麻薬の流通の合理化

麻薬の出荷停止等により医療用麻薬の供給不安のおそれがある場合の**麻薬卸売業者から隣接都道府県の麻薬卸売業者等への融通**や、回収の必要が生じた場合の他の医薬品と同様の経路での**回収が可能となる範囲での麻薬の譲渡**を可能とする。

▶ 製造方法の変更時の手続の合理化

医薬品の製造方法等について、**品質に与える影響が大きくない一部変更について一定期間（40日程度を想定）内に承認**をおこなうとともに、品質に与える影響が少ない軽微変更については、届出に代えて1年に1回の厚生労働大臣への報告とする。

※このほか、供給不足時の海外代替品の優先審査や日本薬局方規格の例外規定など、アクセス改善を実施

3 国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等

▶ 薬局の機能等のあり方の見直し

外来患者への調剤・服薬指導、在宅患者への対応、医療機関や他の薬局等との連携、地域住民への相談対応等の薬局に求められる基本的な機能を有し**地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局**を都道府県知事が「**健康増進支援薬局**」として認定し公表する。

※このほか、薬局機能情報提供制度の運用の合理化、処方箋の保存期間の見直しを実施

施行期日

【施行日】 公布後1年以内施行（令和8年5月1日）、公布後2年以内施行、公布後3年以内施行

改正医薬品医療機器等法（1年目施行：医薬品販売方法の見直し）

概要

- 医薬品の販売に関する規制について、若年者を中心に一般用医薬品の濫用が社会問題化している状況を踏まえた実効性を高めるための見直しや、要指導医薬品に関するデジタル技術を活用したアクセス改善を図る見直し等を行う。

要指導医薬品	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬剤師の判断に基づき、オンライン服薬指導による必要な情報提供等のみでの販売を可能とする。 (改正法第4条第5項第3号) <p>ただし、適正使用のために必要な確認を対面で行うことが適切である品目は特定要指導医薬品として指定し、対象から除外（※）</p> <p>（※） 緊急避妊薬1品目を指定（令和7年厚生労働省告示第280号、令和8年5月1日適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 調剤・販売に係る薬剤師の研修及び薬局・店舗販売業の店舗に求められる要件 ▶ 近隣の産婦人科医等との連携体制等 について規定 <ul style="list-style-type: none"> ● 医薬品の特性を踏まえて必要な場合には一般用医薬品に移行しないことを可能とするとともに、一般用医薬品への移行後も個別品目のリスク評価を踏まえリスクの高い区分を含む適切な区分への移行を可能とする。
--------	--

【参考】 医薬品の分類と販売方法

	医療用医薬品	要指導医薬品		一般用医薬品（第1類、第2類、第3類）
改正前	<ul style="list-style-type: none"> ✓オンライン服薬指導可 ✓医師の処方が必要な「処方箋医薬品」と「処方箋医薬品以外の医療用医薬品」がある。後者は処方箋無しでの販売は禁止されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓対面販売 (オンライン服薬指導不可) 		<ul style="list-style-type: none"> ✓いずれもネット販売可 ✓第1類は薬剤師のみ、第2類・第3類は薬剤師又は登録販売者が販売可能
改正後	(現行どおり)	特定要指導医薬品	要指導医薬品	基本的に現行どおり 指定濫用防止医薬品は、次ページ以降説明
		<ul style="list-style-type: none"> ✓対面販売 (オンライン服薬指導不可) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ネット販売可 (要オンライン服薬指導) 	

改正医薬品医療機器等法（1年目施行：濫用等のおそれのある医薬品の販売について）

改正の背景

- 若年者を中心に一般用医薬品の濫用が社会問題化。濫用防止に関する周知・啓発等の取組等も含め対策を行っている。
- 販売規制においても、現状の制度（※）では遵守状況含め不十分な状況であり、実効性を高める必要がある。
※薬局等の遵守事項として、省令等により、若年者への氏名年齢の確認、適正使用に必要な量（原則1包装）のみの販売、それ以上購入する場合の理由の確認を求めている。

改正内容

- 指定する成分を含む一般用医薬品等を**指定濫用防止医薬品**として法令に位置付け（改正法第36条の1 1 第1項）

- 確認事項：年齢確認の対象について、現行の若年者から、**全ての購入者へ拡大**
（外見等から、18歳以上である旨が明らかな場合等は、購入者の自己申告等による確認で差し支えない）

- 販売方法：**18歳未満への大容量*製品又は複数個の販売禁止**
18歳未満への小容量*製品の販売又は**18歳以上への大容量製品若しくは複数個の販売は、対面又はオンライン販売（注1）**を義務付け

* 令和7年1 1月の国パブリックコメントで以下の案が示されており、令和8年2月に告示予定
小容量：5日分（風邪薬・解熱鎮痛薬・鼻炎内服薬は7日分）以下の用法・用量の成分量を含む1包装単位
大容量：小容量を超える量

- 商品の陳列：顧客の手の届かない場所 又は
情報提供場所から**7メートル以内**（継続的に専門家が配置される当該場所から目の届く範囲）

注1 ビデオ通話など、映像と音声によるリアルタイムでの双方向通信をいう。

改正医薬品医療機器等法（1年目施行：濫用等のおそれのある医薬品の販売について）

【指定濫用防止医薬品の販売方法の主な変更点】

	現行（省令で規定）	改正後（法令上に位置付け）			
		18歳未満（若年者）		18歳以上（若年者以外）	
包装	包装サイズ区別なし	小容量	大容量	小容量	大容量
確認・情報提供の方法	通常の一般用医薬品と同様 〔対面・インターネット販売〕 いずれも可	対面 または オンライン（ビデオ通話等）	販売不可	通常の一般用医薬品と同様 または オンライン（ビデオ通話等）	対面 または オンライン（ビデオ通話等）
購入者への確認・情報提供	○氏名・年齢（若年者の場合） ○他店での購入状況 ○複数購入の場合その理由	○氏名・年齢（年齢について、対象を全ての購入者に拡大） ○他店での購入状況 ○複数購入の場合その理由 ○指定濫用防止医薬品の購入状況の確認及び濫用等にかかる情報提供の実施			
複数購入時の対応	理由を確認したうえで販売可	販売不可		理由を確認したうえで販売可	
同一店での頻回購入対策	なし	頻回購入対策を整理した手順書を整備し対応			
陳列場所	情報提供場所から7m以内	情報提供場所から7m以内（継続的に配置された専門家から目の届く範囲） または 顧客の手の届かない場所			
指定品目	エフェドリン等6品目	○現行6品目に加えて、デキストロメトルファン、ジフェンヒドラミンを指定予定※（計8品目） ○全8品目について、外用剤は指定濫用防止医薬品の対象外とする （現行：エフェドリン、コデイン、ジヒドロコデイン、プソイドエフェドリン、プロモバレリル尿素、メチルエフェドリン）			

※ 令和8年2月中旬告示予定

法改正を踏まえた市販薬の販売に係る監視指導の強化について（R 8 から）

対応の方向性

- ✓ 適切な販売方法の更なる周知徹底と、様々な手法を用いた効果的な監視指導の強化
- ✓ オンライン販売等の改正内容について、関係団体等への周知及び協力を要請

都における具体的な対策

項目	概要
監視指導の強化	<ul style="list-style-type: none">① 平時から実施している一斉監視指導において、都独自に、指定濫用防止医薬品の<u>販売状況を重点監視項目に設定</u>し、監視を強化② 繁華街（歌舞伎町、渋谷駅周辺等）の薬局等に対して、<u>法改正事項も監視項目に設定した夜間一斉監視導を実施。</u>③ <u>指定濫用防止医薬品のインターネット試買事業</u>：試買数を拡大し、法改正後の販売実態調査を実施。
関係団体等への働きかけ	<ul style="list-style-type: none">① <u>都薬剤師会等関係団体（4団体）</u>に対し、適切な販売方法の実施徹底や薬局等間での複数個・頻回購入者に関する<u>情報共有を要請</u>② <u>インターネットショッピングモール（Amazon、楽天市場等）運営企業（14社）</u>に対し、法改正内容を周知する会議体を設けるとともに、適切な販売体制について<u>協力を要請</u>③ <u>フリマサイト等（メルカリ、Yahoo!フリマ等）運営企業（6社）</u>に対し、不正出品に対する対応の周知・実施徹底について、<u>協力を要請</u>

参考 1 : 薬局・ドラッグストア等に対する監視指導強化の結果 (令和7年度)

夜間一斉監視指導の結果

- ◆ **実施時期** : 令和7年7月、9月、12月のうち6日間
- ◆ **実施機関** : 都、特別区、八王子市、町田市保健所 (30か所)
- ◆ **対象施設** : 若者が多く集う地区に所在する薬局・店舗販売業

◆ 立入施設数

立入施設数	薬局	店舗販売業	計
令和7年度	69	329	398

◆ 濫用品目販売有の施設

濫用品目販売有の施設	薬局	店舗販売業	計
令和7年度	35	318	353

◆ 立入調査結果 : 適切な対応がなされた割合

調査項目 (*は法規制されていない事項)	令和7年度
購入者が子供である場合は氏名、年齢、使用状況を確認	93% (324/348)
他店舗からの購入等の状況を確認	88% (313/352)
薬効分類ごとに1人1包装単位を超えて購入しようとする場合は理由を確認	99% (343/347)
上記について、有資格者(薬剤師又は登録販売者)の確認	99% (348/351)
*購入時に確認した事項に関する記録の作成	28% (98/350)

濫用等のおそれのある医薬品インターネット試買監視事業の結果

- ◆ **試買時期** : 令和7年6~7月 (令和7年度)
- ◆ **対象施設** : 都内の特定販売の届出を行っている薬局・店舗販売業
- ◆ **試買調査サイト数**

試買調査サイト数	薬局	店舗販売業	計
令和7年度	4	14	18

◆ 調査方法 : 以下①から③の方法で試買を実施

- ① 同一販売サイトで連続する日程で同一製品を購入 (6サイト)
- ② 同一販売サイトで同時に複数個購入 (2サイト) (※事前にサイトを抽出)
- ③ 同一店舗の異なる販売サイトで同一製品を同日に購入 (10サイト)

◆ 調査結果 : 適切な対応がなされた割合

試買方法	令和7年度
上記試買方法①	50% (3/6)
上記試買方法②	0% (0/2)
上記試買方法③	80% (8/10)

◆ 不適切事例

- ・購入時に年齢の確認なし(①②)
- ・同一医薬品の他店舗での購入状況の確認なし(①②)
- ・同一販売サイトで、同一医薬品を2個又は4個同時に購入出来た(②)
- ・複数購入する際の購入理由等の確認なし(①②)
- ・店舗販売業者が運営する2つの販売サイトにおいて、同一医薬品を同日に購入出来た(③)

その他 : 法施行規則で求められる確認事項について、あらかじめ購入できる内容で記載済み(デフォルト表示)のサイトの有無
⇒ デフォルト表示あり : 18サイト中 5サイト

参考 2 : 薬局・ドラッグストア等に対する監視指導強化の結果（令和 5 年度、6 年度）

夜間一斉監視指導の結果

◆ **実施時期** : 令和 5 年 1 1 月のうち 4 日間 (令和 5 年度)
令和 6 年 7 月から 9 月のうち 6 日間 (令和 6 年度)

◆ **実施機関** : 都、特別区、八王子市、町田市保健所 (30 か所)

◆ **対象施設** : 若者が多く集う地区に所在する薬局・店舗販売業

◆ 立入施設数

立入施設数	薬局	店舗販売業	計
令和 5 年度	5 1	1 9 2	2 4 3
令和 6 年度	6 1	2 5 4	3 1 5

◆ 濫用品目販売有の施設

濫用品目販売有の施設	薬局	店舗販売業	計
令和 5 年度	3 2	1 8 9	2 2 1
令和 6 年度	3 7	2 4 8	2 8 5

◆ 立入調査結果 : 適切な対応がなされた割合

調査項目 (*は法規制されていない事項)	令和 5 年度	令和 6 年度
購入者が子供である場合は氏名、年齢、使用状況を確認	8 5 % (188/221)	9 4 % (249/264)
他店舗からの購入等の状況を確認	7 6 % (168/221)	8 6 % (245/285)
薬効分類ごとに 1 人 1 包装単位を超えて購入しようとする場合は理由を確認	9 7 % (215/221)	9 6 % (274/285)
上記について、有資格者（薬剤師又は登録販売者）の確認	9 6 % (212/221)	9 8 % (278/285)
* 購入時に確認した事項に関する記録の作成	3 3 % (73/220)	3 1 % (86/281)

濫用等のおそれのある医薬品インターネット試買監視事業の結果

◆ **試買時期** : 令和 6 年 6 月

◆ **対象施設** : 都内の特定販売の届出を行っている薬局・店舗販売業

◆ 試買調査サイト数

試買調査サイト数	薬局	店舗販売業	計
令和 6 年度	7	1 7	2 4

◆ 調査方法 : 以下①から③の方法で試買を実施

- ① 同一販売サイトで連続する日程で同一製品を購入 (6 サイト)
- ② 同一販売サイトで同時に複数個購入 (4 サイト) (※事前にサイトを抽出)
- ③ 同一店舗の異なる販売サイトで同一製品を同日に購入 (14 サイト)

◆ 調査結果 : 適切な対応がなされた割合

試買方法	令和 6 年度
上記試買方法①	8 3 % (5/6)
上記試買方法②	0 % (0/4)
上記試買方法③	6 4 % (9/14)

◆ 不適切事例

- ・購入時に年齢の確認なし(①②③)
- ・同一医薬品の他店舗での購入状況の確認なし(①②③)
- ・同一販売サイトで、同一医薬品を 2 個又は 3 個同時に購入出来た(②)
- ・複数購入する際の購入理由等の確認なし(②)
- ・店舗販売業者が運営する 2 つの販売サイトにおいて、同一医薬品を同日に購入出来た(③)
- ・購入製品の発送元が届出を行った店舗とは異なる所在地であった(③)

その他 : 法施行規則で求められる確認事項について、あらかじめ購入できる内容で記載済み (デフォルト表示) のサイトの有無
⇒ デフォルト表示あり : 24 サイト中 8 サイト

薬剤師確保対策の推進について

薬剤師確保対策の推進について

1 薬剤師確保にかかる国の動き

- 令和3年6月に公表された「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ」において、薬剤師の従事先には地域偏在や業態偏在があり、特に病院薬剤師の確保が喫緊の課題であることが指摘。
- 令和4年度開催の「第8次医療計画等に関する検討会」において、薬剤師の確保に関する議論がなされ、都道府県の医療計画作成の手引きである「医療計画作成指針」に、地域の実情に応じた薬剤師の確保策の実施等が新たに記載。
- 令和5年6月、厚生労働省は、都道府県が薬剤師確保策を検討するに際しての参考として、「薬剤師確保計画ガイドライン」を作成。また、全国的に統一した尺度を用いて各地域の薬剤師の偏在状況を相対的に示す指標として「薬剤師偏在指標」を算定・公表。

2 都内薬剤師の偏在状況及び課題

- 国が定めた薬剤師偏在指標によると、東京都全体は全国一位の薬剤師多数都道府県となっているが、以下の二次保健医療圏では薬剤師少数区域となっている。
病院薬剤師の少数区域：区東北部圏域、南多摩圏域、西多摩圏域、島しょ圏域
薬局薬剤師の少数区域：島しょ圏域
- 薬剤師の従事先には業態及び地域の偏在があり、一部地域では、病院薬剤師が不足しており、特に中小病院・療養型施設にその傾向がみられることから、病院薬剤師の確保の取組みに対する支援が必要
- 島しょ圏域は、病院薬剤師・薬局薬剤師ともに少数区域となっており、地域のニーズ（長期勤務できる人材、島しょの医療事情への理解等）に応じた薬剤師確保の取組みに対する支援が必要

【参考】 区東北部圏域 荒川区、足立区、葛飾区
南多摩圏域 八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市
西多摩圏域 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
島しょ圏域 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

3 都の対応

(1) 保健医療計画への位置づけ

令和6年3月改定の保健医療計画に薬剤師確保策の実施を記載し、薬剤師の偏在解消に向けた取組を推進

【取組】

- 病院薬剤師の魅力を発信する就職相談セミナーを開催するなど、関係団体等と連携し、中小病院・療養型施設や薬剤師少数区域に所在する病院における薬剤師確保を支援
- 島しょ圏域における薬剤師の確保に向け、島しょ圏域の町村及び関係団体と連携して採用活動の支援に取り組む。

3 都の対応（続き）

(2) 病院薬剤師確保の取組

●病院薬剤師の就職相談セミナー

中小病院・療養型施設や、薬剤師少数区域に所在する病院における薬剤師確保を支援するため、東京都病院薬剤師会と連携した病院薬剤師の魅力を発信する就職相談セミナーを開催

日時 令和8年2月11日（水曜日・祝日）
午前10時30分から午後5時00分まで

場所 ビジョンセンター新宿メインスタワー13階
渋谷区代々木2-1-1

内容

- ① 講演・パネルディスカッション
 - ・現場で働く病院薬剤師を講師に招き、病棟における薬剤師の役割や求められる将来像について講演
 - ・病棟で働く先輩薬剤師が登壇し、病院勤務の実際や魅力、プライベートとの両立など、将来の病院薬剤師に向けたアドバイスを実施
- ② 出展病院による就職相談
都内病院（48施設）がブースを出展し、就職相談を実施

対象者 薬学生又は薬剤師の方

●薬学生専用就職情報サイトを活用した病院薬剤師の魅力発信

薬学生専用就職情報サイトに病院薬剤師のインタビュー記事を掲載し、病院薬剤師の魅力を学生に発信

内容 中小病院・療養型施設や精神科施設で働くことの魅力ややりがい等

Webサイト 薬キャリア1st

https://pcareer.m3.com/1st/companies/623/detail?pcr_medium=cassette&pcr_source=companies-list



病院薬剤師の就職相談セミナー
2026
2/11 水 10:30
祝 17:00
参加無料 予約不要

実施内容
(1) 講演・パネルディスカッション
講師 一美 氏
(東京府立病院薬剤師会・薬師会理事)
高橋 千夏 氏
(出来区立市民病院・老人保健施設千夏)
船谷 光弘 氏
(社会福祉法人 福々社会事業連合会 白鷺病院)
パネラー 若手又は中堅薬剤師
(2) 都内病院のブース出展による就職相談会

会場
ビジョンセンター
新宿メインスタワー
13階
東京都渋谷区代々木2-1-1
ビジョンセンター
【アクセス】
JR山手線「新大塚」駅より徒歩10分
JR山手線「大塚」駅より徒歩10分
JR山手線「大塚」駅より徒歩10分
JR山手線「大塚」駅より徒歩10分

主催：東京都保健医療局 後援：一般社団法人東京都病院薬剤師会
制作会社：病院薬剤師の就職相談セミナー事務局 TEL:03-5422-1146 受付事務局：株式会社大和印刷

一人ひとりの働き方。 東京都内の病院

東京都

医療と生活をつなぐ、回復期・慢性期病院の薬剤師の魅力

齋藤 千夏
(さいとう ちかこ)

東京都内の病院
公益財団法人地域医療振興協会
(CADCOM)
出展及び出展ブース
公益財団法人地域医療振興協会
東北医科薬科大学卒業

病院薬剤師の中でも、回復期から療養期を念めた慢性期までの診療を行う病棟に勤務する薬剤師の不足はとりわけ深刻な課題です。出展病棟に勤務する齋藤千夏さんは、レジデント制度によりさまざまな医療機能の病棟で経験を積みながら、回復期・慢性期医療の魅力に気づいたと話します。慢性期や回復とは異なる、そのやりがいについてお話しました。

3 都の対応（続き）

(3) 島しょ圏域における薬剤師の確保への取組

島しょ圏域の医療機関・薬局の施設を紹介するチラシを作成、配布し、採用活動の支援を実施。

なお、今年度については島しょ圏域への就職に関心が高い方向けのチラシと低い方向けのチラシのデザインを変え、2種類のチラシを作成。

掲載施設：3施設（病院1施設、診療所1施設、薬局1施設）

掲載内容：医療機関・薬局の施設概要、採用情報

配布時期：令和7年9月から配布

配布方法：東京都薬剤師会、東京都病院薬剤師会、都内保健所等と連携して配布

各種講習会等で配布

都ホームページ、Xへの掲載により周知

求職者が訪れるハローワークや島しょ圏域への玄関口である竹芝旅客ターミナルで配布



島しょ圏域への就職に関心が低い方向けのチラシ（表面）



島しょ圏域への就職に関心が高い方向けのチラシ（表面）

4 薬剤業務向上加算（診療報酬）について

- 令和6年6月の診療報酬改定により、一定の要件を満たす病院を対象とした「薬剤業務向上加算」が新設
- 都道府県と連携し、薬剤師不足地域にある病院へ薬剤師を出向させ、地域医療を習得させる体制を有すること等が要件
- これまで、都内医療機関への出向に関する相談は12件あり、現在4件（4人）が出向中

薬剤師の養成強化による病棟薬剤業務の向上

薬剤業務向上加算の新設

- 病棟薬剤業務実施加算1（120点/週1回）について、免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修体制を有するとともに、都道府県との協力の下で薬剤師が別の医療機関において地域医療に係る業務等を実践的に修得する体制を整備している医療機関が、病棟薬剤業務を実施する場合の加算を新設する。



(新) 薬剤業務向上加算 **100点（週1回）**

[算定要件]

病棟薬剤業務の質の向上を図るための薬剤師の研修体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって、病棟薬剤業務実施加算1を算定しているものについて、薬剤業務向上加算として、週1回に限り所定点数に加算する。

[主な施設基準]

- (1) **免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修が実施されていること**として以下の要件を満たすこと。
 - ア 研修を総括する責任者の配置及び研修の計画、実施等に関して検討するための委員会が設置されている
 - イ 十分な指導能力を有する常勤薬剤師が研修を受ける薬剤師の指導に当たっている
 - ウ 研修を受ける薬剤師の研修内容を定期的に評価・伝達する体制の整備及び研修修了判定が適切に実施されている
 - エ 調剤、病棟薬剤業務、チーム医療、医薬品情報管理等を広く修得できる研修プログラムに基づき研修を実施している
 - オ 研修プログラムを医療機関のウェブサイト等で公開するとともに、定期的に研修の実施状況の評価及び研修プログラムの見直しを実施している
- (2) **都道府県における薬剤師確保の取組を実施する部署と連携して自施設の薬剤師を他の保険医療機関（特別の関係にある保険医療機関を除く。）へ出向を実施させる体制**として、以下の要件を満たすこと。
 - ア 出向先は、薬剤師が不足している地域において病棟業務やチーム医療等の業務の充実が必要な保険医療機関である
 - イ 出向する薬剤師は、概ね3年以上の病院勤務経験を有し、当該保険医療機関において概ね1年以上勤務している常勤の薬剤師である
 - ウ 出向先の保険医療機関及び都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署との協議の上で、出向に関する具体的な計画が策定されている
- (3) 特定機能病院若しくは急性期充実体制加算1、2に係る届出を行っている保険医療機関であること。

8

地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定状況等について

地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定状況等について

1 制度概要

(1) 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局について

- 少子高齢化の進展を受け地域包括ケアシステムの構築が進む中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を持つ薬局を都道府県知事が認定し、名称表示を可能とする制度（令和3年8月1日施行）。

地域連携薬局	入院時や在宅医療に他医療提供施設と連携して対応できる薬局 (認定要件※：構造設備、医療提供施設との情報共有、業務実施体制、在宅医療への対応)
専門医療機関連携薬局	がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局 (認定要件※：構造設備、医療提供施設との情報共有、業務実施体制)

(※ 認定要件の詳細は、参考資料 2 - 1「地域連携薬局の認定基準」、参考資料 2 - 2「専門医療機関連携薬局の認定基準」を参照)

(2) 東京都薬事審議会の関与について

- 医薬品医療機器等法第3条第1項及び同法施行令第1条の3により、地方薬事審議会は連携薬局の認定事務を調査審議することとされている。
- 都においては、都内各医療圏の連携薬局の認定数等について、東京都薬事審議会に報告する。(R3.1.22.東京都薬事審議会決定)

2 都の認定状況（令和7年12月末日現在）

- 地域連携薬局 673件（23区内 466件、市町村内 207件）
 - 専門医療機関連携薬局 23件（23区内 22件、市町村内 1件）
- 参考 令和7年3月末時点薬局数 7,215件（23区内 5,203件、市町村内 2,012件）

参考：令和6年12月末時点
地域連携薬局 655件
専門医療機関連携薬局 17件

(詳細は、参考資料 2 - 3「都内二次保健医療圏・区市町村別の認定件数」、参考資料 2 - 4「都道府県別の認定件数」を参照)
⇒令和7年4月以降は新規申請が増加し、認定件数が増加。

3 都の対応・国の動き

- 薬局に対し、地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の機能強化事業※や、立入調査時の指導を通じて、認定基準に係る体制整備を支援
- 都民向けに、都ホームページ、「薬と健康の週間」期間の街頭キャンペーンや都内保健所でのリーフレット配布を通じて普及啓発※を実施
(※参考資料 2 - 5「地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の機能強化事業」、参考資料 2 - 6「地域連携薬局の普及啓発資材」を参照)
- 令和7年8月、国の検討会で「地域連携薬局・健康増進支援薬局※の認定基準設定に係る基本的考え方について（これまでの議論の整理）」を公表。地域連携薬局等については、制度の趣旨を明確化した上で、患者、住民から見ると、認定薬局の役割や機能が分かりやすいものであることが重要であり、認定基準は複雑なものとならないようにすることが求められることが示された。今後、国はこの内容を踏まえて検討を進める予定。
(※健康増進支援薬局：令和7年改正薬機法により、現行の「健康サポート薬局（地域住民による健康の維持・増進を積極的に支援）」の届出制度は、法令上の名称を「健康増進支援薬局」とした上で知事による認定制度となった（公布後2年以内に施行予定）。)

参 考 资 料

1 薬剤師偏在指標・区域設定について

(1) 薬剤師偏在指標

都道府県や二次医療圏の個々の地域における、薬剤師の必要業務時間（需要）に対する、薬剤師の実際の労働時間（供給）の比率を指標とし、次の「3要素」を考慮し設定

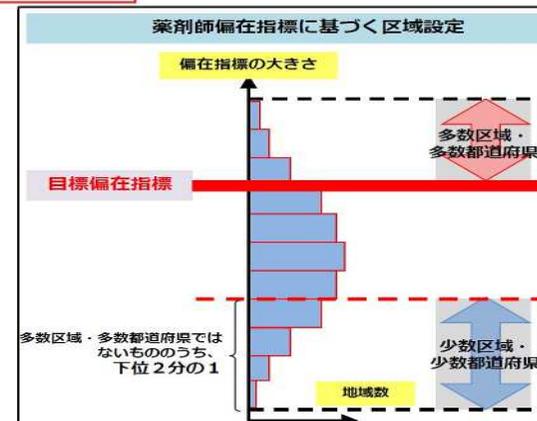
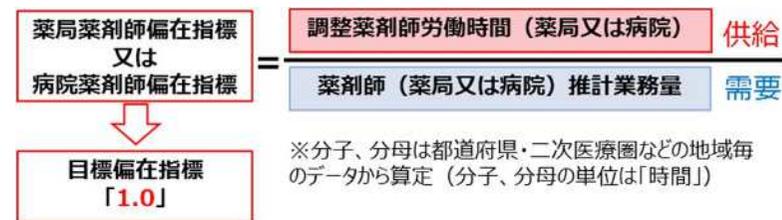
- ① 薬剤師の勤務形態・性別・年齢分布、② 薬剤師業務に係る医療需要（ニーズ）③ 薬剤師業務の種別（病院、薬局）

(2) 目標偏在指標

「病院・薬局における薬剤師の業務量」（需要）と「調整薬剤師労働時間」（供給）が等しくなる時の偏在指標、すなわち「1.0」と定義

(3) 区域設定

偏在指標の大きい区域順に並べ、目標偏在指標より偏在指標が高い二次医療圏・都道府県を「薬剤師多数区域」及び「薬剤師多数都道府県」と、目標偏在指標より偏在指標が低い二次医療圏・都道府県のうち下位二分の一の二次医療圏・都道府県を「薬剤師少数区域」及び「薬剤師少数都道府県」と区域設定



2 都内薬剤師の偏在状況

- 都内の薬剤師偏在指標及び区域設定は右表のとおり
 病院薬剤師の少数区域：区東北部圏域、南多摩圏域、西多摩圏域、島しょ圏域
 薬局薬剤師の少数区域：島しょ圏域
- 病院薬剤師について、中小病院や療養型施設では地域によらず不足しており、多摩地域では大病院も含めて不足している。
- 島しょ圏域では、業態に限らず、薬剤師少数区域となっている。ただし、調剤は医師や看護師でも対応可能な場合もある。

都道府県	圏域	病院薬剤師		薬局薬剤師		地域別薬剤師	
		偏在指標	区域設定	偏在指標	区域設定	偏在指標	区域設定
東京都	-	0.94	*	1.42	多数	1.28	多数
	区中央部	1.74	多数	3.08	多数	2.56	多数
	区南部	1.03	多数	1.41	多数	1.31	多数
	区西南部	1.05	多数	1.38	多数	1.30	多数
	区西部	1.25	多数	1.51	多数	1.44	多数
	区西北部	0.84	*	1.35	多数	1.21	多数
	区東北部	0.68	少数	1.24	多数	1.09	多数
	区東部	0.99	*	1.17	多数	1.13	多数
	西多摩	0.49	少数	0.95	*	0.78	*
	南多摩	0.58	少数	1.21	多数	1.00	*
	北多摩西部	0.87	*	1.29	多数	1.20	多数
	北多摩南部	0.76	*	1.41	多数	1.21	多数
	北多摩北部	0.79	*	1.17	多数	1.05	多数
	島しょ	0.04	少数	0.43	少数	0.30	少数

多数：目標偏在指標“1.0”より偏在指標が高い「薬剤師多数区域」又は「薬剤師多数都道府県」
 少数：目標偏在指標“1.0”より偏在指標が低い下位二分の一に当たる「薬剤師少数区域」
 *：上記以外の「薬剤師少数でも多数でもない区域」

	医薬品医療機器等法第6条の2	認定基準（医薬品医療機器等法施行規則第10条の2）
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績） ○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制及び他の薬局を紹介する体制を含む。） ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績
4	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>在宅医療に必要な対応ができる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績） ○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制

専門医療機関連携薬局の認定基準

	医薬品医療機器等法第6条の3	認定基準（医薬品医療機器等法施行規則第10条の3）
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が座って服薬指導等を受ける個室等の設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者に専門的な薬学的知見に基づく指導を行うために、専門的な医療の提供等を行う地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関との会議への継続的な参加 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、がんの区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、がんの区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（がんに係る患者の半数以上報告・連絡した実績） ○ 地域の他の薬局に対し、がんの区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>がんに係る専門的な調剤や指導に関して、地域の他の医療提供施設との連携を行いつつ、適切に実施できる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局へのがんの傷病の区分に係る医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ がんの区分に係る専門性を有する常勤薬剤師の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対するがんの区分に係る専門的な研修の計画的な実施 ○ 地域の他の薬局に対するがんの区分に関する研修の継続的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対するがんの区分に係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績

都内二次保健医療圏・区市町村別の認定件数

参考資料 2 - 3

保健医療圏名	区市町村名	地域連携薬局数 (令和7年12月末現在)	(参考) 薬局数 (令和7年3月末現在)
区中央部保健医療圏	千代田区	13	156
	中央区	11	149
	港区	18	212
	文京区	16	160
	台東区	12	152
区南部保健医療圏	大田区	28	401
	品川区	13	232
区南西部保健医療圏	渋谷区	11	156
	目黒区	14	158
	世田谷区	39	433
区西部保健医療圏	新宿区	30	260
	中野区	13	185
	杉並区	27	261
区北部保健医療圏	豊島区	16	180
	北区	16	167
	板橋区	37	281
	練馬区	44	347
区東北部保健医療圏	荒川区	10	107
	足立区	34	315
	葛飾区	16	249
区東部保健医療圏	墨田区	10	138
	江東区	15	241
	江戸川区	23	263
小計(特別区)		466	5203

保健医療圏名	区市町村名	地域連携薬局数 (令和7年12月末現在)	(参考) 薬局数 (令和7年3月末現在)
西多摩保健医療圏	奥多摩町	0	2
	檜原村	0	0
	あきる野市	6	33
	青梅市	7	59
	日の出町	1	5
	羽村市	2	23
	瑞穂町	1	9
南多摩保健医療圏	福生市	5	40
	八王子市	29	244
	日野市	5	84
	多摩市	12	66
北多摩西部保健医療圏	稲城市	4	42
	町田市	14	181
	武蔵村山市	2	32
	東大和市	9	41
北多摩南部保健医療圏	昭島市	3	49
	立川市	15	104
	国分寺市	4	54
	国立市	3	46
北多摩北部保健医療圏	府中市	7	129
	小金井市	5	59
	三鷹市	11	95
	武蔵野市	11	91
	調布市	7	119
	狛江市	3	36
北多摩北部保健医療圏	東村山市	6	68
	清瀬市	10	45
	東久留米市	8	54
	西東京市	8	102
	小平市	9	95
島しょ保健医療圏		0	5
小計(多摩、島しょ)		207	2012
総計		673	7215



都内二次保健医療圏

(令和7年12月末日現在)

都道府県名	地域連携薬局数	専門医療機関連携薬局
北海道	197	19
青森県	30	1
岩手県	38	2
宮城県	98	6
秋田県	25	1
山形県	32	4
福島県	84	1
茨城県	154	8
栃木県	60	4
群馬県	61	3
埼玉県	262	14
千葉県	216	16
東京都	675	22
神奈川県	364	17
新潟県	102	1
山梨県	13	0
長野県	56	6
富山県	42	2
石川県	32	1
岐阜県	48	3
静岡県	133	5
愛知県	180	12
三重県	66	4
福井県	17	0

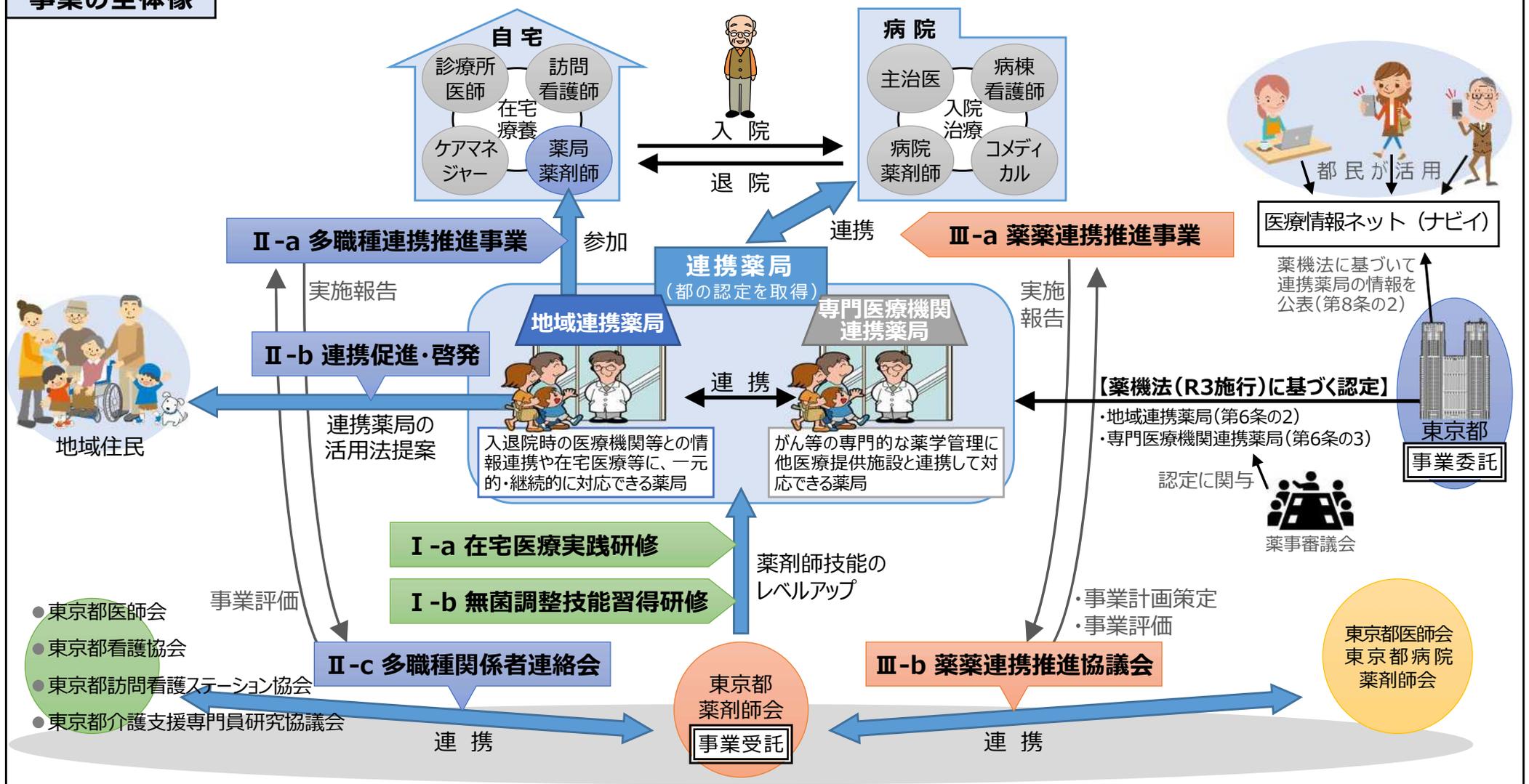
都道府県名	地域連携薬局数	専門医療機関連携薬局
滋賀県	42	6
京都府	122	2
大阪府	287	20
兵庫県	181	9
奈良県	34	1
和歌山県	14	0
鳥取県	31	0
島根県	14	0
岡山県	53	3
広島県	111	5
山口県	31	2
徳島県	31	1
香川県	55	0
愛媛県	37	3
高知県	21	0
福岡県	116	10
佐賀県	9	2
長崎県	31	5
熊本県	32	2
大分県	27	2
宮崎県	19	1
鹿児島県	37	3
沖縄県	8	1
全国合計	4,328	230

(令和7年10月末日現在 厚生労働省公表資料による)

事業目的

連携薬局活用のための基盤を整備するとともに、地域の医療・介護従事者と薬局薬剤師との連携（多職種連携）及び病院薬剤師と薬局薬剤師の連携（薬薬連携）を構築・強化することで、医療・介護の中で連携薬局の特性と薬剤師の職能・専門性を最大限に発揮し、患者に安全かつ有効な薬物療法を切れ目なく提供していくことを目的とする。

事業の全体像



都民向けサイト

東京都保健医療局 日本語 English 中文簡化 繁體中文 한국어 Malay Indonesian ภาษาไทย Fran

サイトマップ キーワードを入力してください

東京都保健医療局 > 食品・医薬品の安全 > 医薬品の安全 > かかりつけ薬局トップページ > 地域連携薬局をご存じですか

地域連携薬局をご存じですか

「地域連携薬局」とは何ですか？

地域連携薬局は医療や介護の連携施設と連携しながら患者さんを支える薬局です。外来の受診から医療機関への入院、退院後に自宅や介護施設等で在宅医療を受ける際の訪問対応など、地域の病院、診療所、介護施設等と協力し、安心して切れ目のない薬物治療を提供する体制を組んでおり、実績もあります。薬局からの申請に基づき、都道府県が認定します。認定を受けた薬局には、見やすい場所に地域連携薬局であることが掲示されています。

在宅訪問の実績あり

専門研修の修了薬剤師が常勤

無菌製剤(輸液など)も調剤可能

地域連携薬局の特徴

プライバシー、バリアフリーへの配慮など、安心で相談しやすい設備となっています。地域の医療機関、介護施設、他の薬局と連携して、患者さんの薬の情報を共有します。問診時間外の相談、調剤に対応しています。「かかりつけ薬剤師」が対応します。地域の包括的支援、サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築に貢献しています。がんによる痛みの緩和ケアの薬、医療機器や衛生材料を取扱う体制を整備しています。

地域包括ケアシステムとは？

厚生労働省は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目標に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要サービスが提供できる日常生活圏（中学校区）をサービスの基本単位とするとされています。

地域連携薬局の探し方

東京都薬局機能情報提供システム「いんふお」
東京都薬局機能情報提供システム「いんふお」では、薬局の所在地、地域連携薬局などの条件を指定して都内の薬局を検索できます。

啓発用リーフレット

ご存知ですか？

「地域連携薬局」

入院時の医療機関等との情報連携や、地域の医療関係者と連携し在宅療養に取組むなど、患者さんの治療に一元的・継続的に対応できることを都道府県が認定した薬局です。

在宅訪問の実績あり

専門研修の修了薬剤師が常勤

無菌製剤(輸液など)も調剤可能

「がん専門医療機関連携薬局」

専門医療機関連携薬局は、がんの専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できることを都道府県が認定した薬局です。

～地域連携薬局等・健康サポート薬局の探し方～
「医療情報ネット（ナビ）」では、薬局の所在地、健康サポート薬局などの条件を指定して都内の薬局を検索できます。

<https://www.lryou.telkyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/Initialize>

かかりつけの薬局は で

令和7年発行 登録番号(7)100

公益社団法人 東京都薬剤師会

発行 東京都保健医療局健康安全部業務課
電話番号 03-5320-4511 (ダイヤルイン)

印刷 大東印刷工業株式会社